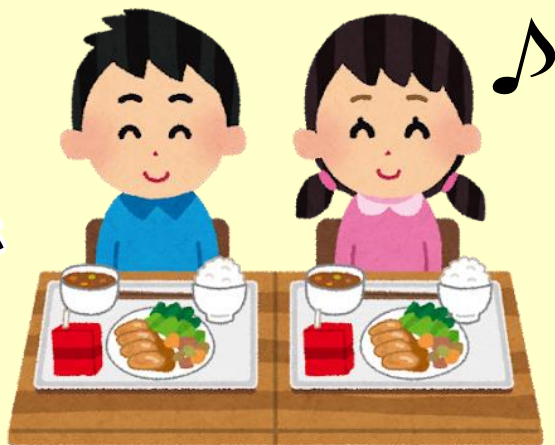


## 令和6年度 明石市副食費に係る補足給付事業のご案内

要件に該当される世帯に  
給食費のうち副食費(※)を  
月額 4,800 円まで  
補助します



※ 副食費:教育時間に提供される給食のうち、副食費(おかず、牛乳、おやつ等)にかかる費用

### 補助世帯要件

明石市内に住所を有している、または有していた施設等利用給付認定(新1号または新2号)子どものうち、以下の要件を満たすこと。

- 令和6年度(令和6年4月から令和7年3月)の間に、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園や国公立大学附属幼稚園を利用している。

上記を利用する子どももしくは世帯が下記のいずれかに該当する

- 小学校3年生までの子どもから順に数えて第3子以降の子ども
  - 2024年度(令和6年度)の市民税所得割額の世帯合算額が77,101円未満の世帯
- ※ 住宅ローン控除・寄附金控除等が適用されている場合は、控除前の金額で判断します。  
※ 令和6年1月2日以降に明石市に転入してきた世帯は「令和6年度 市民税・県民税(所得・課税)証明書」の提出が必要となることがあります。事前にこども育成室までお問い合わせください。

### 補助額

月額4,800円と実際に負担した月額の副食費相当額を比較して低い額を、補助額とします。

- ※ 実際に負担した月額の副食費相当額はご利用中の幼稚園に確認します。
- ※ 預かり保育の時間中に提供されるおやつ代金等は対象となりません。

### 申請方法

下記の申請フォームから電子申請してください。  
制度の詳細、申請フォームは明石市ホームページにも掲載しています。

**申請期限 令和7年2月28日(金)必着**

申請後は、令和7年5月上旬までに指定口座に振り込みます。  
申請フォーム URL : <https://logofom.jp/form/eHmi/823878>

申請フォーム



### お問い合わせ

明石市役所 こども育成室 利用担当  
担当:岸本、松本 TEL 078-918-5092